



◆今年 2020年（令和2年）施行・改正される法令のポイント整理◆

令和2年1月以降に施行される改正法および省令の中で必要と思われる部分のポイントと実務上の注意点をまとめてみましたので、社内の関連諸規程、制度等の見直しの参考にしてください！！



施行日	改正される法令	主な改正等の内容
1月1日	・健康保険法施行規則 ・厚生年金保険法施行規則 ・労働保険徴収法施行規則 ・雇用保険法施行規則	☆受付窓口のワンストップ化☆ 社会保険の「新規適用届」または雇用保険の「適用事業所設置届」と併せて提出しようとする場合には、年金事務所、労働基準監督署又はハローワークのいずれでも受け付けが可能 になりました。 ＊労働保険概算保険料申告書についても、上記同様
3月1日	労働施策総合推進法施行規則	雇入れ、離職をした 外国人 についての外国人雇用状況の届け出において、 在留カード番号の記載が必要 になります。
3月30日	職業安定法	就職後のトラブルの未然防止を図るため、ハローワークや職業紹介事業者等において、一定の労働関係 法令違反の求人者等による求人を受理しないことが可能 になります。
4月1日	雇用保険法 雇用保険法施行規則	令和2年（2020年）3月31日で65歳以上の労働者の雇用保険料免除措置を廃止となり、4月1日以降は、 65歳以上の労働者についても雇用保険料が徴収される ことになります。 行政手続きコスト（行政手続きに要する事業者の作業時間）削減のため、 特定の法人（資本金1億円超の法人など） の事業所が社会保険・労働保険に関する一部の手続き（雇用保険被保険者資格取得届、労働保険年度更新に関する申告書など）を行う場合は、必ず 電子申請 によることを義務づけ 被保険者が 外国人 の場合には、「個人番号登録・変更届（様式第10号の2）」に ローマ字の氏名 を、在留カードに 記載されている順に記載 することとされました。
	パートタイム・有期雇用労働法、労働契約法、労働者派遣法 ＊中小企業については、令和3年4月1日施行	非正規労働者 （パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）について、 ①不合理な待遇差を禁止、②労働者に対する待遇に関する説明義務を強化、③行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続き（行政ADR）を整備
	健康保険法 健康保険法施行規則	被扶養者の認定要件 に新たに 国内居住要件が追加 されます。 基本的には日本国内に住民票があるかどうかで判断し、日本国内に住所がないとしても、外国に一時的に留学をする学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う者等については、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、国内居住要件の例外として取り扱われ被扶養者となることが可能です。
	労働基準法	賃金請求権の消滅時効期間 が現行の2年（退職手当については5年間）から5年（ 当分の間は3年 ）となる予定です。
6月1日	女性活躍推進法	①女性の職業生活における活躍に関する情報公表の強化 およびその履行確保として、 労働者301人以上 の事業主は、定められた区分から 1項目以上を公表 することを義務化 ②女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の認定（えるぼし

		認定）よりも水準の高い特定認定制度（ プラチナえるぼし（仮称） ）を 創設
6月1日（大企業） 中小企業は令和4年（2022年）4月1日	労働施策総合推進法	職場における パワーハラスメント対策が事業主の義務 となります。（具体的な内容は指針で示されました） パワーハラスメントとは ①優越的な関係を背景とした ②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、 ③就業環境を害すること（身体的もしくは精神的な苦痛を与えること） —の 三つの要素をすべて満たすもの と示されました。

《筆者：山本》

自然との共生

昨年の後半は左ひざの故障で希望通りの山に登ることができませんでした。今年こそは何とか叶えたいと思っています。まずは地元の「古賀志」から訓練を始めました。



「古賀志山」は地主が個人なので手つかずになっていて、歩きにくくなっているのが実態です。

わたしのひとこと

1月23日の下野新聞の記事「新入社員の5割が転職検討」を拝読
足銀の総研調べに基づくもので、新入社員の半数近くが入社1年～5年以内に転職を希望しているという。転職の理由は、「自己成長・賃金への不満・休みが取れない」等。今年も学卒の入社式、そして新人研修が始まります。私が思うには、学卒の新人に難しい理論的な話は必要ないかと思いますが、3～4年位は退職しないという覚悟をもたせることが重要かと思います。なぜなら、次の職場に移動するときに過去の履歴が重要になるからです。また、短期間に職場を変えていると自分の人生が負の人生になってしまう恐れがあるからです。古い言葉ですが、「石の上にも3年」という言葉の意味が理解できる人財であって欲しいですね・・・。

鍋島 勝子



企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します



社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL:028-635-9752 FAX:028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

